

令和 7 年度半田市税務関係書類送付用封筒広告主募集要項

市有資産への民間企業等の広告の掲載等を通じて、自主財源確保と地域経済の活性化を図るため、税務関係書類送付用封筒に広告枠を設ける。半田市広告掲載要綱に定められている事項の他は以下の通りである。

1. 広告媒体について

広告を掲載する媒体は、次の封筒とする。

広告媒体		封筒の規格	発送数	発送時期	送付先
(1)	固定資産税納税通知書送付用封筒	縦 120 ミリメートル × 横 235 ミリメートル	約 48,500 通	令和 8 年 4 月上旬	固定資産税 の納税義務 者（主に市 内在住者）
	市民税・県民税・森林 環境税納税通知書送 付用封筒		約 25,000 通 計 73,500 通	令和 8 年 6 月上旬	市民税・県 民税・森林 環境税（普 通徴収）の 納税義務者 （主に市内 在住者）

- ・上記の発送時期以降、概ね 1 年間に随時発送することがある。
- ・発送数は予定であり、納税義務者等の増減により変動する場合がある。

2. 掲載位置

封筒の裏面とする。

3. 広告の規格

広告媒体		広告の規格	募集枠数
(1)	固定資産税納税通知書送付用封筒	縦 60 ミリメートル × 横 80 ミリメートル	2 枠
	市民税・県民税・森林環境税納税通知書 送付用封筒		

- ・色は封筒文字と同色で 1 色とする。

- ・広告には、広告主の名称及び連絡先を明記しなければならない。
- ・広告の掲載が市の新たな財源を確保するための取り組みであることを周知し、市が広告内容を推奨しているような誤解を与えないようにするため、広告の枠外に次の表示をする。

この封筒は、自主財源確保と地域経済の活性化を図るため、民間広告を掲載しております。
（広告の内容については、直接広告主にお問い合わせください。）

4. 掲載料（1 枠あたり）、掲載期間

広告媒体		掲載料 (最低応募価格)	掲載期間
(1)	固定資産税納税通知書送付用封筒	73,500 円	令和 8 年度の発送時期以降、年度末まで
	市民税・県民税・森林環境税納税通知書送付用封筒		

5. 広告のデザインについて

- ・広告主が作成するものとする。（完全版下原稿）
- ・以下のいずれかのアプリケーションにより作成すること。

- ・AdobeIllustrator
- ・AdobePhotoshop
- ・Excel や Word で作成したものを PDF 化したもの

- ・出力ファイルには必ずアウトラインをかけること。
- ・画像解像度は原寸 350dpi 以上にする。
- ・トンボは全版出力可能で 0.15 ポイントの太さにする。
- ・広告デザインにイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主が著作権の確認を行い、著作権料が発生した場合は、その支払いをすること。

6. 提出方法

広告デザインのデータは、C D 等のメディアに保存して申込先に提出すること。メディアの返却はしない。

7. 申込みについて

(1.) 申込受付期間

令和7年4月1日（火）～9月30日（火）

(2.) 申込方法

広告掲載申込書（半田市広告取扱要領第4条に規定されている様式）及び広告デザイン案（任意様式）を申込先に提出すること。（郵送、Eメール可）

(3.) 申込先

〒475-8666

愛知県半田市東洋町2丁目1番地

半田市 総務部 税務課

電話 0569-84-0620

F A X 0569-25-3254

メールアドレス zeimu@city.handa.lg.jp

8. 広告掲載の決定について

内容審査のうえ、掲載の可否を決定する。募集枠数を超える申し込みがあった場合は、応募価格の高いものを優先する。また、同額の場合は抽選により決定する。

9. その他

(1.) 申込者は半田市広告掲載要綱、半田市広告取扱要領及び半田市広告掲載審査基準を順守すること。

(2.) 半田市広告取扱要領第10条に該当する場合は、広告掲載の決定を取り消す。

(3.) 広告掲載の決定を取り消した場合において、半田市は広告掲載決定の通知を受けた者に対し、その賠償の責めを負わない。また、納付済みの広告掲載料の返還はしない。

(4.) 広告原稿は、広告主の責任と負担において作成すること。

(5.) 本要項に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令、半田市財務規則等の関係法令に定めるところによって処理する。

10. 問合せ先

申込先に同じ。